

平成 24 年 (ワ) 第 872 号・1075 号損害賠償請求事件

原 告 第 872 号事件 岡崎クニ子 外 141 名

第 1075 号事件 岩城信義 外 99 名

第 1753 号事件 松永卓也 外 55 名

被 告 北九州市

2013(平成 25)年 7 月 30 日

## 準 備 書 面 5

福岡地方裁判所小倉支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士齋 藤 利 幸

### 被告の準備書面(3)に対する反論等

同第 1 の 1 について

- (1) まず、県議かにおいて全員一致で北九州市へのがれきの搬出をやめ、  
がれきの処理は森の防潮堤構想で行く決議がなされている (甲 28)。
- (2) 現在はこれに基づき既に植樹が実施されている (甲 68~70)。
- (3) 県議会の決議や植樹の実施は一朝一夕に実現するものではなく、こ  
の広大な抗争に向けての綿密な準備が必要である。そもそも、植樹す  
る苗木自体が種から発芽させ、植樹に適するまで育成するものであり、  
その準備だけでも数年を要する。県議会が決議するに当たってはそ  
のような実施可能性を調査した上でのことであり、相当具体的な見通し  
をもって行われる事は常識(経験則)である。

被告はこの様なことさえも調べもせず、「どのような意味で具体化さ  
れているというのか明らかでなく」などという不誠実極まりない放言  
をしている。宮城県議会という宮城県の最高議決機関が決定している  
のであるから、徹底的に調べ上げ、どの程度具体化していたのかなど  
は、当然把握しているべき事項である。前回並びに今回の主張は、被  
告が宮城県議会が全員一致して実施しようとしていた森の防潮堤構想  
については全く検討せず、ひたすら汚染がれきの受入に邁進していた  
ことを示すものに他ならない。

森の防潮堤構想が実施されるのであれば、がれき搬出・受入の必要性  
は全く消滅するのであるから、これを受け入れないことこそ、「住民の

福祉の増進」に資するものであり、経費はゼロとなること、並びにがれき受入に関する職員の配置は全て不必要となって、その分北九州市民のために専念して稼働出来るのであるから「最小の経費で最大の効果」を挙げるものとなる。即ち、森の防潮堤構想を徹底して調査し、がれき受入の必要性のないことを見極めることこそ、地方自治法第2条⑭項の要請を満たすものである。被告の対応は明らかにこれを無視したものであった。

このことは、準備書面3の7頁以下の「第5 本件広域処理が全く不要なものであること」(がれきの量的不足)と相まって、本件汚染がれきの受入が誤ったものであることを明らかにするものである。

同2 求釈明に全く答えていない。

同3 被告は都合の悪いことは見えないようである。甲16・38・52・61の通り。これらの証拠にもかかわらず被告は何ら具体的な反論をしていない。これらの証拠の誤りを具体的・科学的・合理的に説明する必要があるのではないか。

同第2の1 趣旨不明である。

被告の前提には、本件がれきに放射性物質や重金属などの危険物質が付着していないという前提があるのではないか(前記同3参照)。甲16・38・52・61号証の内容を覆滅して初めて原告の主張は「理由がない」といえるのであって、これらの証拠にふれることもせずにこの様に言っても無意味であろう。

同3 上同

第3 釈明出来ないことについての居直りである。

被告は当選裁判所が勝訴させるものと思って、居丈高になっているのではないか。被告のがれき受入が正しいというのであれば原告の求釈明には堂々と答えられるはずであるし、裁判所の前回の釈明に答えるべきとの勧告も、以上を前提にしているものと思料する。原告の認識としては、被告はこれに答えると回答したように記憶している。それにもかかわらず、今回の釈明拒否は、前言を翻し、真実を隠したままひたすら終了を急いでいる。

最終的にはがれき受入に賛成した自治区でも、「住民はどこかが受け入れなければ復興は進まないと考えて協力した。委託を一年も前倒しで打ち切るのであれば、そもそも北九州市で処理をする必要があったのか疑問だ」との声が上がっている(甲68)。

被告は、これまで住民間に軋轢を生じさせてきた汚染がれきの受入・焼却について、真面目に検討し、誤りは誤りとして謙虚に反省する姿勢

が必要であろう。それが今後の政策決定についても、住民の声をよく聞き、正しい方向性を見いだしていくために必要なことであろう。住民が重大な関心を寄せた本件について、まさしく竜頭蛇尾どころかとかげの尻尾のような終わり方をして良いはずがない。被告はせめて、市民に対して何故がれき処理が途中で終わったのか、そもそも必要なものであったのかの説明をしていない。あれだけ大騒ぎをさせておいて、最後は何が何だか分からないうちにしぼんでしまったのである。本来的にはタウンミーティングに匹敵する説明会を開催し、住民の質疑応答を行いその納得を得ることが必要であろう。

以 上